

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

震災に便乗していると思われる悪質商法 に関する相談が寄せられています！



あやしい事例

アドバイス



その1

- 仮設住宅に、突然業者が訪れ、高額な味噌を勧められた。4kg 12,000円と高額だったが、身体に良い特別なものだということで購入した。後で考えるとやっぱり高いので返品したい。

- 訪問販売の業者を安易に家に入れないようにし、いらぬものを勧められたらきっぱりと断りましょう。購入する前に、家族や隣近所の人に相談しましょう。
- その商品が本当に必要なものか、金額は適当かをよく検討しましょう。
- 購入してしまっても、訪問販売であればクーリング・オフが可能です。

その2

- 現在住んでいる仮設住宅に、避難前の自宅の修理・修繕を勧誘する業者が来た。威圧的な態度でしつこい。時々その自宅にも戻るが、そこには、電話も何度も来る。

- 必要ないものであれば、きっぱりと断りましょう。「点検料は無料です」などの言葉には注意し、修理等が必要であれば、複数の業者から見積りを取るようにしましょう。

その3

- 電話事業者を名のり、「被災地の家庭に無料でパソコンを貸し出ししており、工事費用は無料で、インターネット代もかからない」と勧誘された。後日、電話事業者の代理店と判明した。さらに、別の電話事業者名で「月額料だけでよい、特別安くする」と勧誘された。被災地向けのこのような優待制度があるのだろうか。

- この電話事業者は、被災地向け特別キャンペーンは行っておらず、今後も予定はないとのことでした。セールストークをうのみにせず、内容をよく確認し、疑問が残る場合は県消費生活センターや各市町村行政担当窓口にご相談ください。

その4 放射能関係

- 家に、放射性物質対策製品を無料設置しますというチラシが配られた。チラシには、会社名ではなく、個人名と携帯電話番号しか書いていない。あやしいのではないか。
- 「蒔けば放射線を除去できる薬がある」との電話勧誘があり、送ると言われた。言葉巧みに話を進められ断り切れず承諾して住所・氏名・電話番号を教えてしまった。会社名、商品名や金額も聞いていない。使用するつもりはないが、どうすれば良いか。

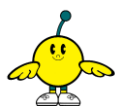
- 広告や営業トークに惑わされず、科学的根拠やデータに基づくものか確認し、冷静に検討しましょう。
- 業者に住所・氏名等を教えることは、個人情報の流出につながり、新たな勧誘などを受けられる恐れがありますので、注意してください。

消費生活センターへお電話

日頃から新聞・テレビの報道や自治体の広報などから情報を収集し、高齢者など見守りが必要な方へ「こんな手口がはやっている」、「みんなで気をつけよう」と声をかけたりして注意喚起するようお願いします。

悪質な勧誘を受けたら消費生活センターへお知らせください！

あやしい訪問や電話があったら、その場で応じず、周囲の人に相談しましょう。その他、消費生活で困ったことがあったら、消費生活センターや各市町村行政担当窓口にご相談ください。



—ひとりで悩まず、相談してください—

福島県消費生活センター(消費生活課)

024-521-0999

【相談受付時間】 平日 午前9時～午後6時30分

開運商法に注意!



事例 1

家に、金運アップ、開運のための数珠の購入のダイレクトメールが届いた。高齢の母が信じ込んでしまい買ったがっているが、やめさせたい。

事例 2

雑誌を見て、「願いが叶う幸運のプレスレット」を電話で申し込んだが、効果は感じられなかった。効果がないう場合は、返金保証するとのことだったので、返品しようと業者に連絡すると、特別に偉い先生に霊視してもらえなくなった。しかし、「悪霊が憑いているから厄払いが必要」と言われ、厄払い用の50万円のプレスレットを勧められた。断ると、「買わないと不幸が来る」と脅された。

アドバイス

- 購入者は、何らかの不安や悩みを抱えており、それを解決できるのではないかと思ったり、また、「幸運」という言葉につられて購入してしまいます。商品を買ったからといって、悩みが解決されたり、幸運が舞い込んだりするわけではないことを理解しましょう。
- 購入後に電話などで悩みを具体的に聞き出され、今度は、「不幸になる」などと不安をあおられて新たに高額な開運商品の契約を強引に迫られているケースが見られます。購入する気がなければきっぱりと断りましょう。
- 相談者が返金を求めても、「もう少し様子を見てから考えましょう」などと言われたり、また、悩みを打ち明けたりして業者に弱みを握られ、高圧的に脅迫めいたことを言われると解約の話ができないということもあります。そうしたトラブルになったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

希望するテーマに応じて無料で講師を派遣します。

出前講座のご案内

ぜひ、ご利用ください!



福島県消費生活センター

- テーマ 悪質商法、振り込め詐欺、インターネット・トラブル など
- 派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 講師 県消費生活センター職員
- 申込先 県消費生活センター
電話 024-521-7736

金融広報委員会

- テーマ 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 派遣先 各種学習会、大学等
- 講師 金融広報アドバイザー
(ファイナンシャルプランナー、司法書士など)
- 申込先 福島県金融広報委員会
(事務局：日本銀行福島支店総務課)
電話 024-521-6355

その他、食の安全に関することについてもお話します。お気軽にお問い合わせください。

消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、
【弁護士・司法書士による法律相談】
【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的を実施しています。
相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

<p>「八重の桜」 八重の桜</p>	【相談場所】	県消費生活センター	福島市中町8番2号（自治会館1階）
		県中地方振興局	郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）
		県南地方振興局	白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）
		会津地方振興局	会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）

【問い合わせ】 県消費生活センター 相談専用電話 **024-521-0999**

「くらしの情報 震災特別号」次号は2月発行予定です。「くらしの情報」はインターネットでもご覧いただけます。

福島県

検索 ふくしまくらしの情報

生活環境部消費生活課 024-521-7736 (平成24年11月発行)

